

# 一般社団法人地域防災コーディネーター育成機構定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人(以下「本会」という。)は、一般社団法人 地域防災コーディネーター育成機構と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、杉並区内で活動する地域防災コーディネーターを育成することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) すぎなみ地域大学「地域防災コーディネーター」育成講座を運営する。
- (2) 受講修了者の「地域防災コーディネーター運営連絡会」を運営する。
- (3) 区内各種地域団体の依頼に応じた「講演会」「ワークショップ」を実施する。
- (4) 防災行政諸機関からの要請に応じた防災広報活動への協力を行う。
- (5) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業を行う。

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

本会の趣旨に賛同して本会に入会した個人または団体

(2) 賛助会員

本会の事業活動を支援するために本会に入会した個人または団体

(会員の資格取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところによる入会申込み手続きをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、本会に加入しようとする者は、所定の入会金を支払い、毎年所定の年会費を納入しなければならない。

2 本会は、必要に応じて臨時会費を徴収することができるものとする。

3 入会金、年会費及び臨時会費の額は、理事会において決定する。納入した会費等は、

脱会、除名等のいかなる場合にも返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当することに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のすべてに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会（以下「総会」という。）は、正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 年度事業計画及び収支予算
- (5) 年度事業報告及び収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

第15条 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対して総会

の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長が務めるものとし、理事長に事故ある場合は、予め理事会において定めたものが務めるものとする。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(議決権)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところのより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第 4 章 役員

(役員の設定 9)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 常任理事 5 名以内
- (4) 理事 3 名以上 10 名以内
- (5) 監事 1 名以上 2 名以内

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会は、必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。その選定は理事会において行う。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、一般社団法人の代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行し、常任理事は、理事会において別に定めるところのより、本会の業務を分担執行し、副理事長は、この定款で定める職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の事務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款により定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の職務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、常任理事及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は理事長が招集する

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各副理事長が理事会を招集す

ることができる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 本会に事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 33 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 上記(1)ないし(3)の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間、また、その他に事務所を置く場合は当該従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第 7 章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第 35 条 本会は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、余剰金の分配を行わない。

